

政令第五十九号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）附則及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の五」を「第十九条の四」に、「第十九条の六・第十九条の七」を「第十九条の五・第十九条の六」に、「国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における指定法人」に、「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「第三十九条の十二の三」を「第三十九条の十二の四」に、「国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における連結法人である指定法人」に改める。

第二条第五号中「第七号において同じ。」を削り、「同号」を「第七号」に改め、同条第七号中「法人番号」の下に「個人番号若しくは法人番号を有しない者又は当該収益の分配につき法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名又は名称及び住所」を加える。

第二条の第十二項中「第三百三十六条第四項」を「第三百三十六条第五項」に改める。  
第二条の四第三項の表第四十一條第一項の項の次に次のように加える。

第四十一條の二第一項及び第二項	法第十条第二項	租税特別措置法第四條第二項において準用する所得税法第十条第二項
-----------------	---------	---------------------------------

第二条の四第三項の表第四十一條の二第一項及び第二項の項中「第四十一條の二第一項及び第二項」を「第四十一條の二第三項及び第四項」に改め、同表第四十一條の二第三項の項中「第四十一條の二第三項」を「第四十一條の二第五項」に、「第十條第二項」を「第十條第五項」に改め、同表第四十七條第二項の項中「第十條第五項」を「第十條第二項」に改める。

第二条の六第一項第一号中「住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第四項中「個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「個人を除く。第二条の十四第三項及び第二条の十七の二において同じ。又は」に改める。

第二条の十四第一項第一号中「住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第三項中「個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二条の十七の二中「個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二条の二十四第一項中「住所若しくは個人番号」を「若しくは住所」に、「住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。

第二条の三十一の表第二条の六第三項第三号の項の次に次のように加える。

第二条の六第四項	第二条の十四第三項	第二条の三十一において準用する第二条の十四第三項
----------	-----------	--------------------------

第二条の三十一の表第二条の二十四第一項の項及び第二条の三十二第三項中「住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。

第二条の三十六第六項中「第四十一條の十八の三第一項各号」を「第四十一條の十八の三第一項第一号イからニまで」に改める。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎



第二十六條の二十八の二第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号イ(1)」を「第一項第一号イ(1)」に改め、同項第二号の下に「又は第二項第一号、第二号若しくは第三号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第四十一条の十八の三第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 法第四十一条の十八の三第一項第二号イに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数(当該各事業年度のうちに当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度(当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。以下「特定事業年度」という。))にあっては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数(当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百)で除して得た数とする。次号イ(2)において同じ。の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 国立大学法人法第三十五条において読み替へて準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算報告書、監査報告書及び会計監査報告

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ニ 法第四十一条の十八の三第一項第二号ロに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号ロ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 地方独立行政法人法第八条第一項に規定する定款、同法第十二条に規定する役員の名簿及び役職を記載した名簿並びに同法第三十四条第一項に規定する財務諸表、同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書並びに同条第四項に規定する監事の意見を記載した書面

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ニ 法第四十一条の十八の三第一項第二号ハに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号ハ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算報告書及び監査報告

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

3 法第四十一条の十八の三第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして同号イ又はハに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣が、同号ロに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣及び総務大臣が、財務大臣とそれぞれ協議して定める要件を満たすことにつき、文部科学大臣及び総務大臣がそれぞれ協議して定める方法により確認されたものとする。

第二十六條の二十八の二に次の一項を加える。

9 文部科学大臣及び総務大臣は、第三項の要件及び方法を定めるときは、これを告示する。

第二十六條の二十八の三第八項中「の日」の下に「とし、同項第五号に定める特定新規株式にあつては平成二十八年四月一日」を加え、同条第九項中「とする」を「と、書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」とあるのは「書類」とするに改める。

第二十六條の二十八の五第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第七項第一号」を「同条第八項第一号」に改め、同条第四項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同条第十三項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 法第四十一条の十九の三第九項に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替で当該増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

18 国土交通大臣は、前項の規定により増築、改築、修繕又は模様替を定めるときは、これを告示する。

第二十六條の二十八の五第二項中「第四十一条の十九の三第七項第三号」を「第四十一条の十九の三第八項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第四十一条の十九の三第七項第二号」を「第四十一条の十九の三第八項第二号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四十一条の十九の三第七項第一号」を「第四十一条の十九の三第八項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める金額は、その者が行つた同条第九項に規定する多世帯同居改修工事等(以下この項及び第九項において「多世帯同居改修工事等」という。)につき国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額(当該多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額)の合計額とする。

8 国土交通大臣は、前項の規定により金額を定めるときは、これを告示する。

9 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。